## 同 意 事 項

平成 28 年度児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別 見学(以下「特別見学」という。)の応募に当たっては、下記事項に同意いた だいたものといたします。

- 1. 特別見学の応募に当たっての注意事項
- (1)特別見学の希望日を御提示いただきますが、応募多数により御希望に添 えない場合があります。
- (2) 応募結果についてのお問い合わせはお受けいたしかねます。
- (3) 当選された場合、見学者及び引率者等名簿の提出などをお願いしますので、御承知おきください。
- (4) 複数のグループで見学を実施することがありますので、ご了承ください。
- 2. 特別見学に当たっての注意事項
- (1) 見学者は、見学中静粛を旨とし、総理大臣官邸及び総理大臣公邸の物品等にみだりに触れ、損壊し又は汚してはいけません。(見学者が物品等を損壊させ、その損壊が見学者の責めに帰する場合は、修繕費用等をご負担いただくことがあります。)
- (2) 見学者は、総理大臣官邸事務所の職員が別に許可する場合を除き、総理 大臣官邸及び総理大臣公邸内において、撮影及び録音を行ってはいけませ ん。また、見学中は、筆記用具及び必要な医療器具等を除き、カメラ、携帯 電話を含め、手荷物等は持ち込めません。但し、引率者に限っては、記念撮 影用のコンパクトカメラ、スマートフォン(タブレット等は不可。共に動画 機能は使用しないこと。)の持ち込みは可能といたします。
- (3) 特別見学に係る交通費その他費用は、見学者が負うものとします。
- (4) 見学者は、職員の指示に従わなければなりません。
- (5) 当選された場合、首相官邸ホームページでグループ名(団体名)を発表するとともに、見学当日、報道各社による取材、内閣広報室による撮影等が行われる場合がありますので、予めご了承ください。

## 3. 免責事項

- (1) 災害の発生その他総理大臣官邸の執務に差し障る等の事由により、特別 見学を急きょ中止する場合があります。中止となった場合でも、特別見学に 係る交通費その他費用は、見学者が負うものとします。
- (2)施設管理者の重大な過失によるものを除き、見学中に事故等があった場合の責任は、見学者が負うものとします。